

## 履修科目の登録単位数の上限に関する規程

制定 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、岐阜市立女子短期大学学則（以下「学則」という。）第25条第3項の規定に基づき、岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）の学生が本学において登録することができる授業科目の単位数（以下「登録単位数」という。）の上限に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録単位数の上限)

第2条 登録単位数の上限は、別表のとおりとする。

(対象科目)

第3条 登録単位数の上限単位数の対象となる授業科目は、学則別表及び学修規程に定める授業科目とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる科目の単位数については、登録単位数の上限の対象から除くものとする。

- (1) 海外演習に関する科目
- (2) インターンシップに関する科目
- (3) ネットワーク大学コンソーシアム岐阜に関する単位互換科目
- (4) 放送大学に関する単位互換科目
- (5) 留年生が卒業に必要となる科目
- (6) 2年生の学生が履修する1年生に単位配分された科目
- (7) 他大学で修得した単位を本学で読み替えた科目
- (8) 岐阜市立岐阜商業高等学校との高大連携事業で修得した科目
- (9) 食物栄養学科で専門教育科目の卒業・栄養士必修を除く選択科目

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

| 学科名    | 1年 前期 | 1年 後期 | 2年 前期 | 2年 後期 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 英語英文   | 20 単位 | 20 単位 | 20 単位 | 20 単位 |
| 国際文化   | 20 単位 | 20 単位 | 20 単位 | 20 単位 |
| 食物栄養   | 27 単位 | 17 単位 | 14 単位 | 24 単位 |
| 生活デザイン | 28 単位 | 28 単位 | 18 単位 | 18 単位 |